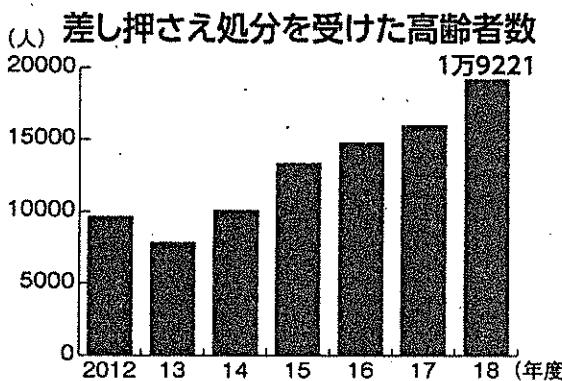


(10/7
赤旗)

介護保険料の滞納処分 低所得者に集中

差し押さえ過去最多

介護保険料を滞納し
て市町村から資産の差



8年度に1万9221人に達し、過去最多を更新しました。また、滞納処分によって介護保険の給付が制限されている人が低所得世帯に集中していることが、厚生労働省が日本共産党の田村智子参院議員事務所へ提出した資料でわかりました。

65歳以上の人の介護保険料は、約9割の人々が年金から強制的に天引きされており滞納は発生しません。一方で、無年金の人や年金が年18万円未満の人は金融機関などから自分で納める必要があります。

引きざれており滞納は間に応じて介護保険の給付を制限するなど厳しいペナルティー(罰則)が科せられます。

18年度に滞納による差し押さえ処分を実施したのは市区町村など全国1571保険者のうち、4割を超える642保険者。差し押さえを受けた1万9221人のうち、滞納保険料に充当できたのは1万3743人でした。また滞納者には差し押さえのほか、滞納期

18年度になんらかの金融機関などから自分で納めることで給付制限を受けたのは1万4321人でした。

各給付制限を受けたそのうち訪問介護などの介護サービスの利用料(原則1割負担)をいったん全額自己負担して後から払い戻しを受ける「償還払い」となつたのは2714人。払い戻しの一部、または全部が差し止めとなる「一時差し止め」は55人。自己負担

が3割(一定所得以上の人には4割)に引き上げられ、高額介護サービスの支給が停止される「減額」処分の人は1万15552人でした。

各給付制限を受けた人の介護保険料の所得段階別みると、「生

活保護受給者」や「世

帯全員が住民税非課税

かつ本人の年金収入等

が80万円以下」に該当する世帯が「償還払

い」で916人、「一時

差し止め」で19人、「減額」で4332人と多くなっていました。